

## 2 | 周産期医療体制の充実

リスクの高い妊産婦や新生児などに高度な医療が適切に提供されるよう、総合周産期母子医療センターを中核とする周産期医療ネットワークを整備し、地域の分娩施設等と高次の医療施設との連携体制の確保などを図っている（2008（平成20）年度において、45都道府県で整備済み）。

成育医療分野では、国の医療政策として、国立成育医療センター及び独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関等とが協力しつつ、医療の質の向上のための研究の推進や標準的医療等の普及に取り組んでいる。

特に、国立成育医療センターでは、生殖、妊娠、胎児期、周産期、新生児期、小児期、思春期、成人期に至る一連のサイクルに関わるすべての身体的、精神的疾患を対象として、治療に直結した臨床研究、それに密接に関連する高度先駆的医療、医療従事者への教育研修及び全国の中核的な医療機関等への医療情報の発信に取り組んでいる。

## 3 | 周産期救急搬送受入体制の確保

周産期救急医療については、総合周産期母子医療センターや地域周産期母子医療センターの整備等を進めてきたところであり、これにより妊産婦死亡率や新生児死亡率の改善が図られてきた。しかし、2008（平成20）年に東京都で、妊婦の救急搬送において医療機関への受入れまでに多くの照会を要した事案が発生した。これを受け、厚生労働省から各都道府県に対し、周産期母子医療センターの診療体制、地域の医療機関との連携状況等を確認し、必要があれば改善を図るよう依頼するとともに、周産期救急医療の在り方等について「周産期医療と救急医療の確保と連携に関する懇談会」で検討を行った。2009（平成21）年3月に同懇談会の報告書が取りまとめられ、周産期医療対策事業の見直しや救急医療・周産期医療に対する財政支援、地域の実情に応じたNICUの整備、救急患者搬送体制の整備などが提言されたところであり、同報告書を踏まえ、周産期救急医療の確保に取り組んでいくこととしている。

# 第12節 不妊治療への支援等に取り組む

## 1 | 不妊治療の経済的負担の軽減

体外受精及び顕微授精は経済的な負担が大きいことから、2004（平成16）年度から、次世代育成支援の一環として、配偶者間のこれらの不妊治療に要する費用の一部を助成し、経済的負担の軽減を図っている。

2006（平成18）年度から、給付期間を2

年間から5年間に延長するとともに、2007（平成19）年度からは、給付額を拡大し（治療1回につき上限額10万円、年2回まで）、所得制限を緩和（夫婦合算所得730万円まで）している（2007年度支給実績：60,536人）。

## 2 「不妊専門相談センター」の整備

地域において中核的な役割を担う保健医療施設などにおいて、専門医等が、不妊に

関する医学的な相談や、不妊による心の悩みの相談などを行う「不妊専門相談センター事業」を実施している。(2007(平成19)年度:56か所)

# 第13節 良質な住宅・居住環境の確保を図る

「住生活基本法」(2006(平成18)年6月8日法律第61号)、「住生活基本計画」(2006年9月19日閣議決定)、「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」(2007年7月6日法律第112号)などに基づき、子育て世帯の居住の安定確保など、少子化対策に資する施策を推進している。

さらに、あんしん賃貸支援事業により、民間賃貸住宅における子育て世帯等の入居の円滑化と安定した賃貸借関係の構築を支援している。

## 1 子育てを支援するゆとりある住宅の確保の支援

持家の取得を促進するため、住宅金融支援機構の証券化支援事業の枠組みを活用し、親子リレー返済制度による子育てに適した広い住宅の建設の支援や、優良住宅取得支援制度による耐久・可変性能が特に高い住宅に係る金利引下げを行っている。

高齢者等が所有する戸建て住宅等を、広い住宅を必要とする子育て世帯等への賃貸を円滑化する高齢者等の住み替え支援制度により、子育てしやすい住宅の供給を図っている。

子育て世帯等を対象とした良質な賃貸住宅の供給を支援するため、地域優良賃貸住宅制度により、整備費助成や家賃低廉化助成を行っている。また、都市再生機構の民間供給支援型賃貸住宅制度により、良質なファミリー向け賃貸住宅の供給を促進している。

## 2 公共賃貸住宅における子育て世帯の支援

公営住宅においては、子育て世帯について、入居者の選考に際し地方自治体の判断により優先入居の取り扱いを行っている。また、小学校就学前の子どもがいる世帯について、入居収入基準を緩和している。都市再生機構賃貸住宅においては、子育て世帯や子育て世帯との近居を希望する支援世帯に対して、新規賃貸住宅募集時の当選倍率優遇や、既存賃貸住宅募集時の優先申込期間の設定をしている。

大規模な公共賃貸住宅団地の建替えに際し保育所等との併設を推進するとともに、2008(平成20)年度からは公的賃貸住宅団地を地域の福祉拠点として再整備する安心住空間創出プロジェクトを推進している。また、市街地再開発事業等において施設建築物内に保育所等を導入した場合の補助や保育所等に関する容積率制限の緩和等を行っている。

さらに、児童福祉法(昭和22年法律第